

## 野洲川川田河川公園（守山市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川川田河川公園は、第60回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に基づき、

○親水空間としての具体的な利用方法について、既存の護岸階段を利用した低水路へのアプローチは、関連工事などを調整し、恒常的に利用できるよう検討すべき。

○公園利用については、利用方法を適切に周知できるようにすべき

等の、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご助言をいただいたところである。

一方で、本施設は、数多くの人々から河川空間としての様々な利用がなされ、地域住民や自治体から施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の維持に配慮をした管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等に概ね沿った形での公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考え。

このため、占用者に対して、第60回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、上記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を5年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。